

## 新学期からの部活動実施の留意事項

令和2年4月6日  
体育保健課  
文化課

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

また、部活動の実施に当たっては、国の専門家会議で示されている3つの条件（①密閉空間②密集場所③密接場面）が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。

### 1 練習日・練習時間（指針に準ずる）

- 1週間の練習日は、5日以内とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 分散登校、時間短縮、時差登校を実施する学校においては、練習日及び練習時間の縮減を図るなどの工夫を図ること。
- 運動部の活動に当たっては、身体状況に合わせて段階的に練習日数や練習時間を増やすなど、けが等の防止に努めること。

### 2 合宿・練習試合・対外試合・演奏会・校外活動等

- 合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止とする。

### 3 体調管理

- 活動前後に必ず検温（自宅で）を含めた体調管理を行うこと。
- 生徒に発熱や咳などの風邪の症状又は、味覚・嗅覚障がい等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導すること。

### 4 活動形態

- 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うこと。
- 一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮すること。
- 咳エチケットをした上で1メートル以上離して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導すること。
- 用具や水分補給で使用するコップ等の共用を避けること。

### 5 活動環境

- 特に、屋内である教室や体育館等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけ、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や用具等を消毒液を使用して清掃を行い、また、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行うこと。
- 部室等の利用に当たっては、短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、（できるだけ）共用物を避けるよう指導すること。